

## 定期監査結果公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を実施したので、同条第 9 項、第 10 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 26 日

設楽町監査委員 依田 忠士

設楽町監査委員 加藤 弘文

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の実施期日

令和 8 年 4 月 23 日（木） 午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分

#### 3 監査の実施方針

地方自治法 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、町の財務に関する事務の執行及び事業の管理について、次の観点に基づいて効率的に実施されているかを主眼とし監査する。

財務に関する事務の執行 適正かつ効率的（合規性、正確性、効率性）

経営に係る事業の管理 合理的かつ能率的（効率性、経済性）

#### 4 監査の対象

- |                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| (1) 田口バス停待合室改修工事                | 担当課：生活課 |
| (2) 小規模林道舗装事業 笹頭山線（週休 2 日制）     | 担当課：建設課 |
| (3) エンジン式ウッドチップ購入               | 担当課：産業課 |
| (4) 橋梁修繕工事（7-1）釜之沢橋始め 2 橋       | 担当課：建設課 |
| (5) 簡易水道排水管更新工事（R 7-1）（週休 2 日制） | 担当課：生活課 |

#### 5 監査の方法

- (1) 聴き取り及び帳簿監査
- (2) 現地調査

#### 6 監査の範囲、内容

- (1) 事業の目的、内容について
- (2) 予算の執行状況について（経理、契約等）
- (3) 事業の効果、成果について
- (4) 事業完了後の活用状況（予定）について

## 7 監査の結果

### (1) 田口バス停待合室改修工事

令和6年度に策定した「新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、公共交通利用者が安全かつ快適に待機できる環境を整備し、高齢者や学生を含む地域住民の公共交通利用を促進するため、田口バス停待合室の内装の全面改修及びトイレ整備を行ったもの。

入札執行状況は次のとおりである。

令和7年11月18日、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により北設楽郡内の建設業者7者を指名して競争入札を実施。7者が応札。うち、5者は予定価格超過により失格であり、予定価格内での応札は2者であった。

なお、予定価格については令和8年度から事前公表との説明を受けた（事後に確認したところ設楽町ホームページでは令和7年11月1日以降の案件について事前公表と告知されていた）。

現地調査したところ監査当日は雨天であったが、待合室の中で休憩しているバス利用者がおられ、これまで上屋のみであった待合所と比較し利用者の利便性が各段に向上していることが実感できた。室内には田口高校林業科の生徒が作成した木製の机や椅子が並べられ、田口高校のアピールのみならず町産材のアピールにもつながり、温かみのある雰囲気好印象である。利用者の増加につながるよう、今後のPRや清掃等の維持管理に期待したい。

一方、トイレについては、「すべての人が使いやすい」というユニバーサルデザインとして設計・施工がされているにもかかわらず、出入口が階段となっており車いす利用者や高齢者にとっては利用しづらい形状であることは残念である。出入口付近が傾斜地であることや、スペースに限りがあったこと等もあるが、スロープ形状を検討するなど利用者の一層の利便性の向上を期待する。

### (2) 小規模林道舗装事業 笹頭山線（週休2日制）

設楽町田峯地内の林道笹頭山線の降雨による洗堀を防止し、通行の安全確保と林業の生産性向上、林業経営の効率化を目的に舗装工事（L=80m）をおこなったものである。

入札執行状況は次のとおりである。

令和7年11月18日、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により北設楽郡内の舗装業者7者を指名して競争入札を実施。7者が応札。7者とも予定価格の範囲内での応札であった。

現地を調査したところ、現地は笹頭山登山口の入り口付近であり本件林道舗装により林業振興のみならず、観光振興策としての効果も期待できた。

### (3) エンジン式ウッドチップー購入

伐採後に林内に切り捨てられる木の先端部や枝葉などの林地残材の有効活用を図るため、町民に貸し出しするためのエンジン式・自走式のウッドチップーを購入したもの。

機種を選定にあたっては、

- ・自走式で軽トラの荷台に乗せることができるもの
- ・処理可能な木材の径
- ・エンジン性能

などの評価項目を設定し、それらを比較検討し機種を選定、執行伺いにおいて決済を得ていた。

入札執行状況は次のとおりである。

令和7年7月31日、あいち電子調達共同システム（物品等）により林業機械の取扱業者5者を指名して競争入札を実施。うち4者が応札し、最低価格で入札した業者が落札した。令和7年度中の町民への貸し出し状況については「実績なし」とのことであったが、今後は広報や、イベントでのデモンストレーションなど利用率の向上に向けた取り組みを期待する。

保管している倉庫内で機械を確認したが、大きさが整ったきれいな木材チップが排出され、始動状況も良好であった。

また、備品台帳に適正に登録されており、機械本体にも備品表示票が添付され備品番号も正確であることを確認した。

#### （4）橋梁修繕工事（7-1）釜之沢橋始め2橋

令和5年度の橋梁点検の結果補修が必要となった2橋について、令和6年度に設計、令和7年度に工事を実施したものである。

入札執行状況は次のとおりである。

令和7年8月27日、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により一般土木業者9者を指名して競争入札を実施。9者が応札し、うち3者は予定価格を超過していた。

インフラ施設の定期点検は道路・橋梁等の老朽化による事故を未然に防ぎ、安全かつ持続可能な利用を確保するために欠かすことができない。今後も継続的に点検・補修を実施し長期的な修繕コストの削減に努められたい。

#### （5）簡易水道排水管更新工事（R7-1）（週休2日制）

設楽町簡易水道耐震化等整備計画（防災・安全）に基づき、老朽化した排水管を耐震性に優れた管種に更新することにより、災害に強いまちづくりを図るとともに、安定した給水を保ち適切な水質管理を行うもの。

入札執行状況は次のとおりである。

令和7年9月16日、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により事後審査型一般競争入札を実施。3者が応札したが、1回目の開札では3者とも予定価格を超過。2回目の入札においては2者が応札（1者は辞退）し、2回目の開札で落札候補者が決定した。

設楽町簡易水道事業の有収率を聴取したところ、50%前後とのことでは類似団体と比べても20%以上低い率となっている。冬季の凍結防止や管路が長く残留塩素を確保するため捨て水が多くならざるを得ないなど気候的、地理的に不利な条件は否めないが、老朽化した水道管からの漏水等の影響も考えられる。今後とも計画的な更新を行うことで、適切な水質管理と経営の効率化・健全化に努められたい。

## 8 監査意見

入札制度の一層の公平性・透明性の確保及び工事検査等にかかる町民からの信頼を得るため、以下の事項について要望する。

### （1）予定価格の事前公表について適正な事務を求めるもの（合規性）

監査の過程において「予定価格については令和8年度から事前公表」との説明を受けた（事後に設楽町ホームページで確認したところ、令和7年11月1日以降の案件について事前公表と告知されていた）。

予定価格の事前公表については、不正の防止（業者から職員への予定価格の聞き出し（漏洩）行為を防ぎ、官製談合のリスクを減らす）、事務手続きの効率化（予算オーバー

による再入札や、無効入札の案件発生を抑えられる)などのメリットがある一方、落札価格の高止まりや談合の誘発などのデメリットも指摘されている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(令和6年12月16日各都道府県知事及び議会議長、各政令指定都市市長及び議会議長あて総務大臣、国土交通大臣連盟通知)」の中では「Ⅱ,継続的に措置に努めるべき事項」として、

「(中略) 予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」

とされている。設楽町においても随時執行状況を監視し、適切に対応されたい。

### (2) 最低制限価格の算定方法について適正な事務を求めるもの(合規性、正確性)

入札における最低制限価格の算定方法について聴取したところ、従前より予定価格に一定の割合を乗ずることで算定しているとの説明を受けた。

しかし「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」～市区町村におけるダンピング受注の防止に係る取組の状況～令和6年3月国土交通省不動産・建設経済局建設業課 入札制度企画指導室」によれば「令和5年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果(令和5年7月1日時点)」の中で設楽町は「令和4年中央公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)モデルを採用して最低制限価格を算定」と報告されている。

令和7年度定期監査対象事業においてはどちらの算定方法で算定した最低制限価格もこれを下回る入札はなく、実質的な影響はなかったと思慮するが、報告どおりの算定方法で算定されたい。

### (3) 設楽町建設工事執行規則、設楽町物品購入執行規則等の遵守を求めるもの(合規性、正確性)

今回の定期監査、また月例検査においても「設楽町建設工事執行規則」「設楽町物品購入執行規則」等に定められた様式ではない「検査調書」や「請求書」などが散見された。

また「設楽町建設工事執行規則」の各様式はインターネット版設楽町例規集において「省略」とされており、受注者のみならず一般職員においても確認することが容易ではないのではないかとと思われる。

各事業担当におかれては、前例踏襲となることなく各法令・規則等を都度確認し適切な執行に努められたい。